

## 営繕課工期検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 営繕課が施行する工事に関して、適正な工期の設定及び共通費の算定を行うため、課内に営繕課工期検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、営繕課が発注する工事について、次に掲げる事項を審査し決定する。

ただし、不調・不落等により再公告等を実施する場合で、当初の日数と変わらない場合、または長くなる場合は再諮問不要とする。

(1) 共通費の算定に必要かつ適正な工事期間の設定に関すること。

### (諮問時期)

第3条 担当者は、次に掲げる時期に委員会に諮問し適正な工事期間の設定を行う。

(1) 工事の執行伺い起案前

(2) 過年度設計による工事、又は工期の変更を伴う工事の執行伺い決裁前。

### (組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 営繕課長

副委員長 副課長（3名）

委員 主幹（総務・企画・建築技術担当 1名）

### (運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、包括算定基準を設け、営繕課員に通知することができる。この包括算定基準を適用する工事については、委員会の審査を受けたものとみなす。

### (関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務・企画・建築技術担当に置く。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。